

財————— 172  
平成26年10月15日

各 部 局 長  
各 委 員 会 事 務 局 長  
議 会 事 務 局 長 様  
教 育 長  
警 察 本 部 長

総 務 部 長

### 平成27年度当初予算の編成について（通知）

このたび、平成27年度当初予算に関し、予算編成会議において予算編成の基本方針（別紙「平成27年度当初予算編成方針」、「平成27年度重点施策推進方針」）が決定されました。

本県では、本年4月から、新たな県政運営の指針である「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」に基づき、各種施策を展開しておりますが、急速に進む人口減少を受け、5月に設置した「人口問題対策プロジェクトチーム」を中心に、中長期的な視点から、本県の人口問題に関する分析・検証を進めているほか、7月には、国の農政改革に対応するため、「農政改革対応プラン」を策定するなど、本県の将来に関わる重要課題に機動的に対応してきたところであります。

国においても、人口減少問題を国家的課題と捉え、東京一極集中を是正し、人口減少の抑制や地域経済の活性化を図る「地方創生」に向けて、積極的に取り組む姿勢が打ち出されております。

こうした中、来年度は、「人口問題対策プロジェクトチーム」による分析・検証を踏まえ、人口問題解決に向けた施策や、「農政改革対応プラン」に基づく、本県農業の持続的発展を図るための施策に強力に取り組むとともに、引き続き、「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」を着実に推進していく必要があります。

一方で、地方財政をめぐる動向は、民需主導の経済成長を促しつつ、財政健全化目標の達成を目指す中、景気の回復基調に伴う税収の伸びを見込み、地方交付税を大きく減額することが想定されるほか、現時点では、消費税率引上げと社会保障制度改革を踏まえた地方財政収支が明らかにされておらず、また、地方交付税歳出特別枠のあ

り方や法人課税制度に関する見直しもこれからであるなど、不確定要素が多くなって  
おります。

このような中、平成27年度の本県の財政状況を見通してみると、歳入については、  
法人事業税や地方消費税を中心とした税収の増が見込まれるものの、それらの税収の  
増や人口減少等により、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な交付税額が  
減少し、一般財源総額が減少する一方、歳出については、公債費や社会保障関係経費  
が増加し、収支不足が本年度以上に拡大することが見通されるなど、厳しい状況が見  
込まれます。

こうした状況を踏まえ、平成27年度当初予算に向けては、既存事業について一定  
の縮減を図るとともに、新たな視点で制度を見直すなど、各部局自らが徹底した努力  
を行うことにより、80億円程度の財源を確保し、人口問題対策や国の農政改革への  
対応のほか、「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」に基づく施策について重点的に  
取り組むこととします。

各部局においては、各省庁の予算動向等について情報収集に努めながら、平成27  
年度の予算編成の基本方針及び本通知に基づき予算要求を行うよう通知します。

## 第1 全体的事項

平成27年度当初予算においては、人口問題対策や国の農政改革への対応に一層強力に取り組むほか、第2期ふるさと秋田元気創造プランに基づく施策の充実・強化など、重点施策推進方針等に基づく事業を重点的に推進する。

このため、各部局自らが既存事業や制度の徹底した見直しを行い、新規・拡充事業のため、80億円程度の財源を確保する。

### I 重点的な取組

#### 1 人口問題対策の推進

人口問題対策プロジェクトチームによる分析・検証を踏まえ、これまでの施策を見直し、充実強化するほか、人口減少社会における地域の維持・活性化を図る新たな取組など、人口問題解決に向けた施策を重点的に推進する。

#### 2 国の農政改革への対応

本県農業の持続的発展を図るため、「農政改革対応プラン」に基づき、強い担い手づくりや収益性の高い複合型生産構造への転換、基盤整備による生産性の向上など、本県農業の構造改革を一層加速するとともに、市場ニーズを踏まえて農林水産物・食品の戦略的な流通・販売の促進を図るなど、国内外に打って出る「攻めの農業戦略」を推進する。

#### 3 「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」の推進

「付加価値と生産性の向上による県外への売り込みの強化」、「交流人口の拡大と県内流動の促進による県内消費の拡大」、「人と地域の安全・安心の確保」の3つの観点を踏まえ、重点施策推進方針等に基づく施策に重点的に取り組み、第2期ふるさと秋田元気創造プランを着実に推進する。

- ・ 国土強靱化に対応した社会資本の整備・老朽化対策や地域防災力の強化
- ・ 秋田の成長を牽引する中核企業の育成や生産性・競争力の向上
- ・ 新エネルギー関連産業の創出・育成
- ・ 秋田デスティネーションキャンペーンや国民文化祭の成果を生かした観光の振興
- ・ 東アジア等（タイ、台湾など）に対する誘客や売り込みの促進
- ・ 若者や女性の活躍の促進

など

## II 施策事業の見直し等による財源の確保

- 重点施策推進方針等に基づく新規・拡充の施策に重点的に取り組むため、歳入・歳出全般にわたる見直しを行う。

### ●歳出の見直し等による財源の確保目標（一般財源ベース、対前年度）

| 項目   | 目標額    | 予算調整の基準等  |
|------|--------|---|
| 経常経費 | 数億円程度  | ・庁費等裁量的経費は原則△5%を目標<br>(指定管理料を除く。)   |
| 政策経費 | 90億円程度 | ・裁量的経費は原則△20%を目標<br>(終了事業等と合わせ全体で目標額の達成を目指す。)<br>・優先順位の見直し、スクラップ・アンド・ビルド等により、一定額の財源を確保することとし、事業の内容に応じ個別に精査<br>・公共事業は、国庫補助を最大限活用するほか、国予算の動向に適切に対応するとともに、県単独事業については、地方財政対策の伸率を踏まえつつ、公債費抑制のため、事業規模の適正化を図る。 |
| 計    | 90億円程度 |   |

#### 1 行財政改革の推進

人件費の縮減、情報通信技術（ICT）を活用した業務改革、公共施設の統廃合や第三セクターの見直し、地方独立行政法人における効率的・効果的な運営の促進、県債発行の抑制など、新行財政改革大綱（第2期）に基づき、中期的な視点で行財政改革に取り組む。

#### 2 事業の優先順位の見直し、スクラップ・アンド・ビルド

すべての事業について、単に既存制度を延長することなく、必要性、緊急性、効率性、事業効果等の観点から、その存廃や優先順位の見直しを行うほか、新たな視点からの制度の見直しなどによる「スクラップ・アンド・ビルド」を徹底し、新規事業等の財源を確保する。

#### 3 県単独事業の検証

県単独事業について、国や他団体の制度、状況等を勘案しながら、適正な規模内容となるよう検証を行う。

#### 4 基金事業・交付金事業

地域医療の確保、農林漁業の構造改革など、本県が直面する政策課題に対応するため、県独自基金の計画的な活用を図る。なお、国の経済対策基金等を活用している事業については、基金の終了等に際し、原則として一般財源への振替は行わない。

#### 5 様々な手法による歳入の確保

県税収入の確保に努めるほか、財産の売払い、貸付金等の未収金の解消、使用料等の見直し、県有資産を活用した積極的な広告収入の確保など、様々な取組を強化し、歳入確保に努める。

#### 6 消費税への対応

消費税率の引上げの決定があった場合、県の歳入・歳出を適切に見込むとともに、県経済、県民生活に配慮し、国と連動した対応を行う。

### Ⅲ 予算要求等

- 1 人件費、公債費を除く経費の分類は次による。

|      |                                 |
|------|---------------------------------|
| 経常経費 | 施設の維持管理費や庁費的経費等                 |
| 政策経費 |                                 |
| 一般事業 | 下記以外の経費                         |
| 重点事業 | 「重点施策推進方針」に基づき、重点的に取り組むとされた事業経費 |
| 公共事業 | 公共事業経費<br>(農林水産部及び建設部所管のものに限る。) |

- 2 公共建築物の新築・増改築に係る経費（民間等が行う整備に対し全額補助する場合を含む）の見積りに当たっては、「あきた県産材利用推進方針」に基づき、木造化・木質化等や工法・単価について、農林水産部及び建設部と事前に協議する。
- 3 外部委託等に係る経費の見積りに当たっては、アウトソーシング等に係る経費は総務部と、情報システム関係経費は企画振興部と事前に協議する。
- 4 非常勤職員報酬及び臨時職員賃金については、職員数の適正化を図ることにより、総額の抑制に努める。なお、定員管理計画に伴って必要となる非常勤職員に

については、別途、人事課と協議のうえ、予算要求を行う。

- 5 試験研究に要する経費の見積もりに当たっては、各機関の中長期計画等を踏まえるとともに、事業の優先順位の見直し、スクラップ・アンド・ビルドに努める。
- 6 補正予算での対応が必要となる事業等については、あらかじめ財政課と協議する。

## 第2 歳入に関する事項

歳入については、厳しい財政状況を踏まえ、県税収入の確保に努めるほか、財産の売払い、貸付金等の未収金の解消、使用料等の見直し、県有財産を活用した積極的な広告収入の確保など、新行財政改革大綱（第2期）に基づく様々な取組を強化し、歳入確保に努める。

- 1 県税については、経済状況や税制改正の動向及び地方財政計画の内容等に基づき、年間収入額を適正に見積もる。また、適正な課税とともに、滞納処分の実効性を上げることなどにより、収入率の向上に努める。
- 2 地方交付税、地方譲与税等については、地方財政計画等を踏まえた適正な見積もりとする。
- 3 分担金及び負担金については、受益に応じた適正な負担等について検討し、財源の確保を図る。
- 4 使用料及び手数料については、受益とのバランスや類似の施設や事務、他自治体との比較などにより額の見直しを行うとともに、新たな使用料等の導入についても検討するほか、消費税率引上げの決定があった場合には、経費の増分を適切に反映させる。
- 5 国庫支出金については、国の予算編成の内容を的確に把握し、適正な見積もりとなるよう特に留意する。また、国による支援制度等が未整備な分野については、国に対し積極的に制度提案を行うなど、国費の確保に努める。
- 6 財産収入については、現在活用していない資産等の積極的な売却や適正な貸付を進め、収入増を図る。

- 7 県債については、地方債計画及び今後の償還計画等を十分に勘案のうえ、充当可能額を見積もる。
- 8 その他の収入については、実績、今後の見通し等を踏まえ、的確な見積もりとする。

### 第3 歳出に関する事項

各事業について、社会経済情勢の変化や県民ニーズに適っているか、本県の将来の発展につながるか、効率的に行われているか、などの観点から見直しを行う。

#### I 経常経費

- 1 人件費については、定員管理計画等に基づき、職員数の適正化を図り、総人件費の縮減に努める。
- 2 公債費については、県債の償還見込み、新規発行見込み等に基づき、所要額を見積もる。
- 3 裁量的経費については、当然終了事業及び自然減事業、22年度以降に債務負担行為を設定済みの指定管理料を除き、前年度当初予算（一般財源ベース）の原則△5%を予算調整基準とし、25年度決算額や26年度決算見込額等を参考に現行の見積方法を精査した上で、必要最小限の額を見積もる。
- 4 県有施設については、施設全体の状況を把握し、計画的な更新、長寿命化を検討するほか、人口減少や市町村合併を踏まえ、県が所有する必要性、効果、利用実績等を総合的に検証し、民間等への譲渡や縮小、廃止、国・市町村との連携による最適利用等について検討するなど、そのあり方を見直すとともに、維持管理費等について、固定的な経費を見直すこと等により、更なる縮減を図る。
- 5 各種団体への負担金については、これまでの経緯にとらわれることなく、その必要性や費用負担のあり方を十分検証するとともに、全都道府県の参加を要しない各種団体等への負担金は、その見直しを図る。

#### II 政策経費

- 1 裁量的経費については、各事業のねらいや目的を明確にした上で、限られた行

財政資源で最大限の効果が発揮されるよう、関連事業の体系化や事業の再構築を進め、一般財源ベースで縮減を図りつつ、施策の効果が高く県民にわかりやすい内容とする。

- 2 国庫補助事業及び国の経済対策による交付金等で造成した基金を活用して実施してきた事業については、国の動向を見極めるとともに、必要性、緊急性、投資効果等を十分に検討した上で見積もる。

国の経済対策による交付金等で造成したもので26年度で終了する基金を活用してきた事業については、原則として一般財源への振替えによる継続は行わない。

- 3 制度改正によるもの以外で国庫補助金が廃止・縮小されるものについては、原則として県費への振替えは行わない。また、交付税措置など地方財政制度上の財源措置が廃止・縮小される事業については廃止・縮小を検討する。

- 4 国等との情報交換、連携を密にし、国庫補助金など外部資金を最大限活用することとし、県単独事業については、国や他団体の制度、状況を勘案しながら、適正な規模、内容となるよう検証を行う。

- 5 県が行う市町村への財政支援については、市町村との役割分担を明確にするるとともに、交付税措置等の地方財政制度を踏まえたものとする。

- 6 県単独補助金については、その目的、水準等について妥当性を検証する。特に、事業費の過半を助成しているもの、同一事業主体に対する助成が3年以上に及ぶもの、支援効果が不明確なものなどについては、事業主体の自立促進、助成効果等の観点から精査を行い、縮小・統合等のほか、適正な補助率となるよう見直しを行う。

市町村に対する県単独補助金・交付金等については、補助事業終了後を見据えつつ、地域の自主性発揮等の視点を踏まえ、適正に見積もる。

各種団体に対する運営費補助についても、それぞれの特殊性を踏まえ、社会経済情勢の変化等を考慮しつつ、ニーズや効率化の要請等の観点から必要に応じ見直しを図る。

- 7 委託費については、委託による事業執行が適切かどうか検証するとともに、随意契約によるものについては、委託費の縮減と併せ、これまでの契約方法の見直しを徹底する。



- 8 貸付金については、実績等を踏まえ、制度の必要性、貸付条件の見直し、廃止、統合、縮小、終期の設定等について検討する。
- 9 公共事業については、重点化やコスト縮減を図りながら、橋梁の長寿命化や災害に強い河川、安全・安心につながる施設の維持修繕などに取り組むとともに、本県に必要な社会資本整備などを着実に推進する。なお、事務費については、人件費を含めた所要額を見込むものとするが、繰越分と併せ、必要最小限の所要額を見込む。
- 10 事業評価及び研究評価の対象となる事業については、評価結果を十分に踏まえ、予算編成に反映させる。

### Ⅲ その他

#### 1 効果的な広報・PR・イメージアップ手法への取組

県外への売り込みの強化、交流人口の拡大と県内流動の促進という観点から、あらゆる分野で情報発信力の強化が求められ、また、新たな施策の方針・内容を県民にわかりやすく伝える必要があることから、ソーシャルメディアなどの多様な媒体を活用するなど、情報提供の対象に応じたより効果的な手法を検討する。

#### 2 地域振興局関連予算

地域振興局関連予算については、「地域振興局の重点施策推進方針」に基づき事業計画を策定する。その際には本庁各部局が計画する事業との調整を十分行い、整合性を図る。

地域振興局長から関係部局に対し、地域課題解決のための予算の要望があった場合、関係部局長は、これに配慮した予算要求を行うほか、各部局が地域振興局に予算を再配当して行う事業については、地域振興局長の意見を反映し、地域振興局の裁量により主体的・機動的に実施できるよう検討する。

#### 3 部局間の調整等

部局横断的な施策について、部局長は関連部局との連携を密にし、地域振興局への再配当事業を含め、部局間での類似事業の整理統合を図る。

#### 4 市町村・関係団体等への丁寧な説明

市町村、民間等が主体となる事業及び県・市町村の協働による機能合体や重点プロジェクトに係る事業については、事前に実施主体と十分調整するとともに、

市町村の財政負担を伴うものは、あらかじめ市町村課と協議する。

既存事業の見直し、新規事業の実施等で、市町村の予算編成に影響を及ぼすものについては、その状況に応じ、適宜市町村と十分な協議を行う。

事業の廃止・縮小等に当たっては、市町村及び関係団体等に対し、その必要性や内容のみならず、代替案等も併せて提示しながら意見を聞くなどして、理解と協力を得るよう努める。

## 5 財政支援団体への対応

県が出資、補助又は貸付けを行っている各種団体に対しては、団体の事務事業の整理合理化、経費の節減、自主財源の強化等を要請するとともに、経営状況、事業内容、実績、効果等を十分に把握する。

## 6 県債発行額の抑制

実質公債費比率が上昇基調にあることから、将来の財政負担を軽減するため、県債発行額の一層の抑制を図る。

プライマリーバランスについては、国の地方財政対策の動向を踏まえつつ、その確保に努める。

実質公債費比率：公営企業を含む地方公共団体が負担する元利償還金等の標準財政規模

に対する比率 H23：15.2 H24：15.4 H25：15.4

## 第4 債務負担行為等に関する事項

債務負担行為及び継続費の設定は、将来の財政負担を伴うことから、慎重を期して行う。

複数年にわたり、同一業者と工事請負契約、委託契約等を締結する必要がある場合は、透明性、競争性を確保し、コストの縮減に努める。

## 第5 特別会計及び企業会計に関する事項

特別会計及び企業会計についても前記の各事項に準じて取扱う。特に、企業会計については独立採算を基本とし、引き続き徹底した経営の改善、合理化を推進するとともに、長期的見通しに立った適切な料金の改定を行うなど経営の健全化に努める。

繰越剰余金について適正な規模を検証し、過大になっている場合には、一般会計への繰り出しを検討する。

## 第6 その他の事項

### 1 見積書の作成

見積書の作成に当たっては、この通知のほか、別添「平成27年度当初予算見積書作成要領」による。

### 2 見積書等の提出期限

- |          |           |
|----------|-----------|
| (1) 経常経費 | 10月30日(木) |
| (2) 政策経費 | 11月11日(火) |

### 3 予算調整会議

予算編成方針及び重点施策推進方針に基づき、知事と各部局長が協議を行い、県としての重点施策の方向性、目的・手段等の明確化を図るとともに、予算編成に向けた全庁的な調整を行うため、予算調整会議を開催する。

詳細については別途通知する。

### 4 予算編成の日程

- |                |                         |
|----------------|-------------------------|
| (1) 財政課担当ヒアリング |                         |
| ・経常経費          | 10月30日以降                |
| ・政策経費          | 11月11日以降                |
| (2) 予算調整会議     | 11月20日(木)、26日(水)、27日(木) |
| (3) 財政課長調整     | 12月下旬(別途通知)             |
| (4) 総務部長調整     | 1月上旬(別途通知)              |
| (5) 知事査定       | 1月中旬(別途通知)              |

※国の予算の動向等により、日程は変更となる場合がある。

### 5 国の予算編成等への対応

各省庁等の予算の動向については、積極的な情報収集に努める。

国の予算編成等が明らかになった段階で、上記のスケジュールにかかわらず、随時、予算要求の変更や追加を行う。